

育児・介護休業法における**介護関係制度**の概要

～「退職届」?! ちょっと待ってください!!～

継続的に介護を行うためには、経済的な負担がかかりますし、介護が終了した後の生活を考えても、経済的基盤は重要です。

介護に直面しても、すぐに退職はせず、会社の就業規則等を確認したり人事担当者等に相談するなどして、仕事と介護を両立するための制度を活用し、仕事を続けながら介護をしましょう。

1 介護休業

休業の定義	労働者が要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者
対象家族	配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫
期間・回数等	対象家族1人につき通算93日までで、3回まで分割して取得が可能

【ポイント】

- ・介護休業は、緊急対応のための介護だけでなく、**仕事と介護の両立のための準備**(要介護(要支援)認定の申請、ケアマネージャーを決める、介護施設の見学、諸手続きなど)を行うための期間として、活用できます。
- ・介護は先が見えないため、介護休業中に自分が介護に専念してしまうと、仕事に復帰できなくなる恐れもあります。介護保険サービスを利用して、ケアマネージャーを信頼して何でも相談しましょう。

【活用例】

- ・病院に入院前の親を自宅介護のため、1か月間休業。入院後にいったん職場復帰した後、退院後の介護施設探しと入所手続等のために、2か月間の休業を取得。

介護休業給付金をご存知ですか？

要介護状態にある配偶者や父母、子等の対象家族を**介護するための休業を取得した**、雇用保険の被保険者について、介護休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、原則として休業開始前賃金の67%が支給される制度です。

【お問い合わせ】 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)

【手続き】 事業主が、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)へ必要書類を提出します。

2 介護休暇

制度の内容	要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、1年に5日まで(対象家族が2人以上の場合は10日まで)、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できる ※1日単位又は半日単位で取得可能
対象労働者	要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者

【活用例】

- ・病院への付き添いや、介護施設との打ち合わせ等に活用。
- ・実家に2か月に1回帰省し、兄弟と交代して寝たきりの母親を介護。

3 介護のための所定外労働(※1)の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合においては、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者
期間・回数等	1回の請求につき1カ月以上1年以内の期間で、請求できる回数に制限なし

(※1) 所定外労働とは・・・雇用契約書等において、労働者が労働すべき時間「所定労働時間」を超えた時間にする労働。

4 介護のための時間外労働(※2)の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合においては、事業主は制限時間(1月24時間、1年150時間)を超えて労働時間を延長してはならない
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者
期間・回数等	1回の請求につき1カ月以上1年以内の期間で、請求できる回数に制限なし

(※2) 時間外労働とは・・・労働基準法第36条第1項に規定する、いわゆる「法定労働時間(1日8時間、1週40時間)」を超えた時間にする労働。

5 介護のための深夜業の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合においては、事業主は午後10時～午前5時(深夜)において労働させてはならない
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者
期間・回数等	1回の請求につき1カ月以上6カ月以内の期間で、請求できる回数に制限なし

6 介護のための所定労働時間短縮の措置

措置の内容	要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、所定労働時間短縮等の措置を講じなければならない
対象労働者	要介護状態にある対象家族を介護する労働者
措置	次のいずれかの措置を講じなければならない ・ 所定労働時間を短縮する制度 ・ フレックスタイム制度 ・ 始業・就業時刻の繰上げ、繰下げ ・ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度
期間・回数等	対象家族1人につき、利用開始の日から3年の間に、2回以上の利用が可能

【活用例】

・通所介護を利用する際の送迎に活用

●上記のどの制度についても、法律や労使協定等により適用の対象外となる場合があります。

●まずは、家族を介護をする必要が出てきたことと、仕事を続けたい意思を会社の人事担当者等に伝えて、自社にどのような支援制度があるのかを確認してみてください。

●厚生労働省のホームページで「仕事と介護 両立のポイント」と検索していただくと「介護をしながら働き続けられるヒント」が記載されたパンフレットをご覧いただけます。

厚生労働省 仕事と介護 両立のポイント

検索



【お問合わせ】 石川労働局 雇用環境均等室 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎 6階 Tel 076(265)4429

【2018年11月作成】